

閲覧用

令和3年11月

第17回 行橋市農業委員会総会議事録

令和3年11月10日

行橋市農業委員会

1. 開催日時 令和3年11月10日 午前10時開会
2. 開催場所 行橋市役所 東棟 501 会議室
3. 農業委員出欠者の状況

出席委員 13 名
 欠席委員 0 名

議席	氏名	出欠
1	西本一美	出
2	村上和昌	出
3	繁永國廣	出
4	長城彰	出
5	陣山誠之	出
6	植田毬子	出
7	舩津鎮男	出
8	槌野英喜	出
9	大田完治	出
10	石本浅夫	出
11	吉兼貢	出
12	松本功	出
13	馬場通昭	出

4. 農地利用最適推進委員の出席者 12 名 欠席1名
5. 傍聴者 0 名

6. 議事内容

議案第 67 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 68 号 農地法第4条の規定による許可申請について
 議案第 69 号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
 農用地利用集積計画の決定(利用権貸借)について

農業委員会事務局職員

事務局長 岡野 雅幸
 農地係長 上原 亮司
 農地係 宮崎 修治

会長	<p>出席者 13 名で定足数に達していますので、これより第 17 回行橋市農業委員会定例総会を開会いたします。今回は行橋市農業委員会憲章を唱和しますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>(唱和)</p> <p>これより、議題の審議にはいります。本日の附議案件は、議案第 67 号より議案第 70 号まで 4 件を一括上程し審議しますので、よろしくご協力願います。</p> <p>それでは、議案第 67 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 67 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について。農地法第 3 条の規定による所有権移転につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 11 月 10 日提出、行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 15 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。それでは、地区ごとの審査の経過ならびに結果の報告を願い、ちくじ審議してまいりたいと思います。</p>
船津委員	<p>行橋地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。行事一丁目■■■■番、田、852 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、小作地を自作化するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。行橋地区 1 件について、ご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
陣山委員	<p>次に今元地区の 1 件について地区委員より報告願います。</p> <p>今元地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 2 番。大字今井字市場■■■■番、田、250 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模を拡大し農業に精進するものということで申請されております。書類等完備しており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長 委員	<p>報告が終わりました。今元地区の 1 件についてご質疑ありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了し、これより採決に入ります。今元地区 1 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。</p>
大田委員	<p>次に仲津地区の 8 件について地区委員より報告願います。</p> <p>仲津地区 8 件について地区審査の結果を報告いたします。</p>

地区番号 3 番。大字辻垣字上河原■■■■番、田、525 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、規模拡大し農業に精進するものということで申請されております。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 4 番。大字道場寺字前原■■■■番、田、254 m²、外 3 筆、計 1,673 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 5 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 5 番。大字道場寺字カラ池■■■■番■■、畑、3,355 m²、譲渡人、■■■■(持分 2/3)及び■■■■(持分 1/3)。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 4 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 6 番。大字稲童字城尾■■■■番、田、152 m²、外 5 筆、計 3,766 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 7 番、8 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 7 番。大字稲童字塚原■■■■番■■、畑、1,922 m²、譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 6 番、8 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 8 番。大字稲童字塚原■■■■番■■、畑、1,086 m²、譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 6 番、7 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 9 番。大字稲童字小迫■■■■番、田、1,455 m²、外 3 筆、計 3,831 m²。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。贈与で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 10 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。

続いて、地区番号 10 番。大字稲童字若林■■■■番、田、1,237 m²。貸人、■■■■。借人、■■■■。使用貸借権の設定で、新規就農するものということで申請されております。なお、地区番号 9 番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。本会議においても審議方よろしく願います。

<p>会長 委員 会長</p>	<p>報告が終わりました。仲津地区8件について、ご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。仲津地区8件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。</p>
<p>植田委員</p>	<p>次に延永地区の5件について地区委員より報告願います。 延永地区5件について地区審査の結果を報告いたします。 地区番号11番。大字中津熊字堀■■■■番、田、625㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお地区番号12番、13番、14番、15番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。 地区番号12番。大字下津熊字巡り■■■■番、田、1,175㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお地区番号11番、13番、14番、15番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。 地区番号13番。大字下津熊字中島■■■■番、田、537㎡。譲渡人、■■■■。譲受人、■■■■。売買契約で所有権を移転、新規就農するものということで申請されております。なお地区番号11番、12番、14番、15番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。 地区番号14番。大字下津熊字スクモ田■■■■番■■■、田、1,026㎡。貸人、■■■■。借人、■■■■。賃借権にて、新規就農するものということで申請されております。なお地区番号11番、12番、13番、15番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。 地区番号15番。大字下津熊字イハイタ■■■■番■■■、田、709㎡。貸人、■■■■。借人、■■■■。賃借権にて、新規就農するものということで申請されております。なお地区番号11番、12番、13番、14番と同時申請です。地区審査の結果、書類等完備されており、許可相当と考えます。 本会議においても審議方よろしく願います。</p>
<p>会長 委員 会長 委員</p>	<p>報告が終わりました。延永地区5件について、ご質疑ありませんか。 異議なし。 無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。延永地区5件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。 全員賛成とみとめます。 議案第67号、3条関係全般についてご質疑ありませんか。 異議なし。</p>

会長	<p>ご異議がありませんので、議案第 67 号、農地法第 3 条の規定による許可申請 15 件については、許可することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 68 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 68 号。農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 11 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 2 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区 2 件について地区委員より報告願います。</p>
船津委員	<p>行橋地区 2 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人 ■■■■。行橋市大橋一丁目■■■■番■■■、田、474 m²、自己住宅を建築するものです。一般住宅 1 棟 136.22 m²、駐車場等 337.78 m²。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。</p> <p>続いて、地区番号 2 番。申請人 ■■■■。行橋市大橋一丁目■■■■番■■■、田、455 m²、自己住宅を建築するものです。一般住宅 1 棟 124.21 m²、駐車場等 330.79 m²。実行性があり、付近農地の被害もなく、水利承諾書及び隣地承諾書が添付されております。書類等完備しており、地区審査においては許可相当となっております。場所は別紙を参照ください。</p> <p>本会議においても審議方よろしく願います。</p>
会長	<p>行橋地区 2 件についてご質疑ありませんか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。行橋地区 2 件について許可することに賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成と認めます。</p>
委員	<p>議案第 68 号、4 条関係全般についてご質疑ありませんか。</p>
会長	<p>異議なし。</p> <p>議案第 68 号、農地法第 4 条の規定による許可申請 2 件については許可相当と認め、県に進達することに可決決定いたしました。</p>
事務局	<p>次に議案第 69 号を議題といたします。事務局に議案の朗読を求めます。</p> <p>議案第 69 号。農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地の潰廃につき、下記の者より許可申請があったので本会の審議に附す。令和 3 年 11 月 10 日提出。行橋市農業委員会会長、西本一美。記、1 申請人、■■■■、以下 1 件。以上です。</p>
会長	<p>議案の朗読が終わりました。行橋地区 1 件について地区委員より報告願います。</p>
船津委員	<p>行橋地区 1 件について地区審査の結果を報告いたします。</p> <p>地区番号 1 番。申請人、■■■■。大橋一丁目■■■■番■■■、田、1,588</p>

委員 会長	<p>異議なし。</p> <p>無いようですので、質疑を終了します。これより採決に入ります。議案第 70 号について賛成をする方の挙手を求めます。</p> <p>全員賛成とみとめます。議案第 70 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定（利用権貸借）については、適当と認め行橋市長に意見書を送付することにします。</p> <p>以上で今回提案いたしました議案の審議、報告はすべて終了いたしました。</p> <p>最後に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>10 番 石本委員</p> <p>11 番 吉兼委員</p> <p>議長（農業委員会会長）</p>
----------	---